

行財政運営に関する改革プログラムの取組について

(平成 26 (2014) 年度の主な取組)

川崎市では、公共サービスにおける民間部門の更なる活用や効率的な行政運営に向けた組織体制の整備などの市役所の内部改革などについて、平成 26 (2014) 年 3 月に策定した「行財政運営に関する改革プログラム」に基づき取組を進めています。

計画期間	平成 26 (2014) 年度及び平成 27 (2015) 年度の 2 か年
取組内容	1 民間部門の活用 (30 取組) 2 効率的・効果的な執行体制の整備 (21 取組) 3 効率的・効果的な行政経営基盤の確立 (22 取組) 4 公営企業の経営健全化 (13 取組) 5 出資法人の経営改善の推進 (5 取組、各法人の取組 25 取組)

このたび、平成 26 (2014) 年度の取組を振り返り、その結果を今後の取組に反映していくため、主な取組の実施状況と取組による効果を取りまとめました。

1 民間部門の活用

民間部門の活用については、行政として直接提供する市民サービスの必要性や市場の成熟などの社会経済情勢の変化に合わせ、公の施設の管理運営体制の見直しや公共サービスにおける民間部門の活用などの民間活力の導入に取り組み、2 施設への指定管理者制度の導入や 5 つの事業の委託化、既に指定管理者制度を導入している施設の民間譲渡などの取組を進めました。

(1) 公共施設の管理運営

◆保育所の民営化

○平成 27 (2015) 年 4 月に 3 園 (日吉・宮内・諏訪) を民営化し、受入定員の増加や一時保育事業の実施等、保育サービスの拡充を図りました。

<取組による効果>

- ・受入定員の増加 (50 人)
- ・一時保育事業の実施
- ・長時間延長保育の実施 (7:30~19:00 ⇒ 7:00~20:00)

○平成 28 (2016) 年度の 4 園 (新町・小向・野川・下麻生)、平成 29 (2017) 年度の 5 園 (渡田・橘・向丘・向丘乳児・東中野島) の民営化に向け、取組を進めます。

◆北部地域療育センターへの指定管理者制度の導入

○北部地域療育センターの管理運営について、平成 27 (2015) 年 4 月から指定管理者制度を導入しました。

<取組による効果>

発達障害児の増加など多様化しているニーズに対して、指定管理者のノウハウを活かした専門的対応を行うとともに、医師の常勤対応や職員の増加等を図ることで、診察枠の拡大を図りました。

◆産学交流・研究開発施設の整備・管理運営体制の構築

○新川崎地区でのさらなる産学交流・研究開発を推進する新たな施設について、平成 29 (2017) 年度中の供用開始に向け、民間事業者を活用した整備等を行う方針を決定しました。

<取組により見込まれる効果>

- 新川崎地区での産学交流・研究開発スペースの充実
- ・産学交流スペース (約 700 m²以上)
- ・研究開発スペース (約 10,000 m²以上)

◆地域リハビリテーションセンター管理運営体制の構築

- 中部リハビリテーションセンターの管理運営について、平成 28 (2016) 年 4 月からの指定管理者制度の導入に向けて、指定管理者を決定しました。
- 井田日中活動センター（現めいぼう及び社会参加支援センター）及び井田地域生活支援センター（現生活訓練支援センター）の管理運営について、平成 28 (2016) 年 4 月からの指定管理者制度の導入に向けて、指定管理者を決定しました。
- 「(仮称) こども心理ケアセンター」について、平成 27 (2015) 年 10 月の開設に向けて、社会福祉法人による施設整備及び管理運営（民設民営）を行うこととしました。同センターは、通常の児童養護施設等では支援が難しい心理治療を必要とする子どもたちを対象とした情緒障害児短期治療施設で、県内 2 カ所目、川崎市においては初めての設置となります。

<取組により見込まれる効果>

特別なケアを必要とする児童に対して、医療・心理の専門的ケアによる支援を実施することが可能になるとともに、施設内学級を設置することにより個別の支援計画に基づく教育支援が可能となります。

◆富士見公園の管理運営体制の再構築

- 富士見公園南側（川崎富士見球技場他）の管理運営について、平成 27 (2015) 年 4 月から指定管理者制度を導入しました。

<取組により見込まれる効果>

市民の体力増強に繋がるスポーツ等のイベント拡充

- 川崎富士見球技場の補修や富士見公園の魅力向上に役立てるため、川崎富士見球技場へ本市初のネーミングライツを導入しました。

<取組による効果>

- ・契約期間：平成 27 (2015) 年 4 月 1 日～平成 32 (2020) 年 3 月 31 日（5 年間）
- ・ネーミングライツ料：年額 10,000 千円（合計 50,000 千円）

◆川崎港コンテナターミナルの管理運営手法の見直し

- 川崎港コンテナターミナルについて、特例港湾運営会社の指定を受けた川崎臨港倉庫埠頭株式会社が、平成 26 (2014) 年 4 月から指定管理者として管理運営業務を開始しました。
- 官民連携によるポートセールスや集荷活動に取り組みました。

<取組による効果>

川崎港におけるコンテナ取扱量の増加

平成 25 (2013) 年：約 5.3 万 TEU → 平成 26 (2014) 年：約 6.8 万 TEU

◆指定管理者制度の運用の見直し

- 福祉施設などの入所型施設などにおける安定的なサービスの提供のため、一定の条件を満たした場合に、現行の指定管理者を引き続き、次期の指定管理予定者として選定できる「非公募更新制」を平成 26 (2014) 年 5 月に導入しました。

<取組による効果>

優良な評価の事業者等が一定期間継続して指定管理者となり、利用者への安定したサービスと安心感を提供することが可能となります。

◆指定管理者制度導入施設の管理運営手法の見直し

- 指定管理者制度を導入している保育所のうち、5 園（大師、下作延中央、坂戸、宮崎、宿河原）について、指定管理期間の終了に合わせ、平成 27 (2015) 年 4 月に建物の民間譲渡を行いました。また、2 園（かわなかじま、みぞのくち）について、平成 28 (2016) 年 4 月に向け、建物を貸付する手法を導入することとしました。

<取組による効果>

施設の譲渡又は貸付により、指定管理期間に縛られることなく、利用者へ継続的に安定したサービスの提供が可能となります。

(2) 公共サービスの提供等

◆区行政サービス総合案内業務の委託化

○川崎市役所総合庁舎における守衛業務、案内業務及び電話交換業務並びに大師支所、田島支所における案内業務、電話交換業務を平成 27（2015）年 4 月から委託化し、34,306 千円の経費縮減を図りました。

◆廃棄物収集業務の委託化

○川崎市・幸区における空き缶・ペットボトルの収集運搬業務について、平成 27（2015）年 4 月から委託化し、101,644 千円の経費縮減を図りました。

○今後は、平成 28（2016）年度に中原区、高津区、宮前区、平成 29（2017）年度に多摩区、麻生区の空き缶・ペットボトル収集運搬業務の委託化を行います。

◆設計・監理業務執行体制の見直し

○市営住宅工事における工事監理業務について、3 棟を委託化しました。平成 29（2017）年度までに市営住宅工事における工事監理業務全件を委託化する予定です。

◆市民救命士養成事業の委託化

○市民救命士の養成講習会の開催について、平成 27（2015）年度から段階的に民間事業者へ委託化し、平成 29（2017）年度に全面委託することとしました。

<取組による効果>

これまで指導者や資器材不足等から受講希望に応えられなかった状況が改善し、市民救命士養成者数の増加が図られます。

◆中学校完全給食実施に向けた取組

○中学校完全給食の早期実施に向け、中学校給食推進会議等において検討を行い、「川崎市立中学校完全給食実施方針」を決定しました。

○中学校給食の実施時期については、平成 28（2016）年度中に一部の学校において、平成 29（2017）年度には全校において完全給食を実施することとしました。

<取組により見込まれる効果>

平成 28（2016）年度は中学校 4 校（約 3,000 食）、平成 29（2017）年度は全中学校 52 校（約 33,000 食）へ安全・安心で温かい完全給食を提供することができます。

◆小学校等給食調理業務の委託化

○平成 26（2014）年 4 月から、藤崎小学校及び犬蔵小学校における給食調理業務を委託化し、28,430 千円の経費縮減を図りました。

2 効率的・効果的な執行体制の整備

効率的・効果的な執行体制の整備については、保育所の待機児童解消などの新たな行政需要に的確に対応していくため、効果的な執行体制を整備するとともに、ごみ焼却量の減少に伴う 3 処理センターへの移行など、社会状況の変化や既存組織の執行体制のあり方の検証等を踏まえた執行体制の再構築などの取組を進めました。

(1) 効率的・効果的な執行体制

◆庁用自動車運転業務執行体制の見直し

○庁用自動車運転業務について、退職動向と車両更新状況等を勘案して、共用車 3 台を減車する一方、機動力を確保するため、一般職員が運転できる業務用車 3 台を導入しました。

◆効果的な情報戦略に向けた執行体制の整備

○市政だよりについて、よりわかりやすく、読みやすいものとするため、平成 26（2014）年 7 月に紙面の一部リニューアルを実施しました。

○平成 27（2015）年 3 月に今後のシティプロモーション推進の基本方針となる「川崎市シティプロモーション戦略プラン」を策定するとともに、川崎の魅力やポテンシャルについて、市内はもとより国内外に向けた戦略的なプロモーション活動の展開と庁内調整機能の強化を図るため、平成 27（2015）年 4 月から総務局秘書部シティプロモーション推進担当を設置しました。

◆待機児童ゼロ対策に向けた執行体制の整備

- 平成 26 (2014) 年 4 月に各区役所に子ども・子育て支援新制度の利用者支援事業を見据えた執行体制の整備を行い、地域の子ども・子育て支援のニーズを的確に把握し分析するとともに、保育所の利用を希望する保護者一人ひとりに対し、申請する前段階からアフターフォローに至るまで、きめ細やかな相談・支援等を実施しました。

<取組による効果>

平成 27 (2015) 年 4 月 1 日現在の保育所等利用待機児童数の解消 (待機児童ゼロ) の達成
※厚生労働省の「保育所等利用待機児童の定義」に基づき算出

◆循環型社会に対応した廃棄物処理体制の構築

- ごみの減量化・資源化の推進によりごみ焼却量が削減されたことから、橋処理センターを休止し、平成 27 (2015) 年 4 月に 3 処理センター体制に移行しました。
- 橋処理センターの休止に伴い、普通ごみ等の搬入先の変更や、鉄道輸送を含めたごみの中継輸送体制の変更などにより、3 処理センター体制に対応した効率的・効果的な収集体制を構築しました。

<取組により見込まれる効果>

3 処理センター体制への移行に伴う施設建設費や維持管理費等の財政効果として、40 年間で約 720 億円の経費縮減を見込んでいます。

◆廃棄物収集車整備業務等執行体制の見直し

- 生活環境事業所の車両整備業務について、退職動向に合わせて 2 名の非常勤化を進め、11,003 千円の経費縮減を図りました。

◆福祉事務所生活保護業務執行体制の見直し

- 非常勤職員である健康管理支援員を増員し、保健師と合わせ 12 名体制で健康に不安を抱える生活保護受給者に対して健康管理支援を実施しました。

<取組による効果>

糖尿病をはじめとした成人病等により健康に不安を抱える 1,031 人の生活保護受給者に対し、健康管理支援を実施しました。

◆保健福祉センター健康診断事業執行体制の見直し

- 保健福祉センターで実施する各種健診について、平成 28 (2016) 年度から一般健康相談事業、事業所健診事業及び若年健診・保健指導等事業の廃止と結核健診 X 線撮影の 4 区 (川崎、中原、高津、多摩) への集約化を決定しました。

◆地域保健対策業務執行体制の再構築

- 民間企業等と包括的連携協定を締結し、がん検診の普及啓発や健康づくりなど協力して推進しました。

<取組による効果>

民間企業等と連携し、健康づくりなどについて幅広い取組を実施することが可能となりました。

◆動物愛護センターの再編整備に伴う執行体制の見直し

- 動物の譲渡や飼養管理、普及啓発について、動物愛護団体やボランティアと連携し業務を推進しました。

<取組による効果>

動物愛護団体と連携して動物の譲渡会の開催等に取り組み、犬の殺処分ゼロを達成 (平成 25 (2013) 年度に引き続き達成)

◆学校用務業務執行体制の見直し

- 学校用務業務について、平成 26 (2014) 年度の退職動向等に合わせて平成 27 (2015) 年 4 月に 9 名を非常勤化し、56,448 千円の経費縮減を図りました。

(2) 区への分権

◆連絡所の機能再編

- 柿生連絡所について、平成 27 (2015) 年 3 月 31 日をもって廃止し、証明書発行機能の効率化を図りました。今後、地域課題解決に向けた事業実施の場として更なる有効活用を図ります。

3 効率的・効果的な行政経営基盤の確立

効率的・効果的な行政経営基盤の確立については、組織力の強化に向けた人材育成や有為な人材の確保、行政事務の効率化や新たなサービス提供などに向けた ICT の活用、市民負担の公平性の確保と持続可能な財政構造の構築に向けた債権確保策の強化など、市役所の内部改革の取組を進めました。

(1) 組織力の強化

◆計画的な人材育成

- 目標の成果だけでなく業務遂行におけるプロセスなども重視する趣旨から、職務に対する取組姿勢・態度や対人関係の調整に関する能力などで、職員が高い能力を発揮した場合に加点評価ができるよう、人事評価制度の見直しを行いました。
- 多角的な人物判断を行うため、採用試験制度変更を行いました。
 - ・受験しやすい科目とするため、大学卒程度等採用試験（消防士を除く）の試験区分の教養試験について、人文、自然等を出題分野から削除し、問題数を 50 問から 30 問に減らしました。
 - ・より人物を重視した採用試験の実施のため、大学卒程度採用試験の行政事務区分において、机を挟んだ対話形式の面談試験を新たに実施しました。

<取組による効果>

民間企業の採用状況の好転等を背景として近隣自治体の受験者数が減少傾向にある中、大学卒程度採用試験の行政事務区分の受験者数が増加するなど、必要な採用試験受験者数を確保することができました。

(2) 給与制度及び福利厚生制度の見直し

◆給与制度の見直し

- 給与制度及び給与水準について、より一層、職務・職責と勤務実績に基づく制度として確立するため、国の給与改定の動向や本市の人事委員会勧告の内容、他都市の状況等を踏まえ、住居手当の改定等を行いました。

<取組による効果>

- ・住居手当の改定による人件費の経費削減効果：120,303 千円
自宅に係る住居手当の改定（5,000 円 → 2,500 円）
借家・借間に係る住居手当の引上げ（10,600 円 → 16,500 円）
- ・退職手当の最高支給率の改定による人件費の経費削減効果：422.941 千円
（52.44 月分 → 49.59 月分）

◆福利厚生事業の見直し

- 職員厚生会補助金及び教職員互助会補助金について、補助対象事業費を見直し、21,733 千円の経費縮減を図りました。

(3) ICT の活用による行政運営の効率化

◆新たな情報通信技術を活用した取組の推進

- 公衆無線 LAN 環境の整備
 - ・川崎市がめざすべき公衆無線 LAN 環境整備の考え方とその利活用方策についての方向性を示した「かわさき Wi-Fi の整備方針について」をとりまとめました。
 - ・広域避難場所となる 4 公園に太陽光を活用した公衆無線 LAN 環境を整備するとともに、帰宅困難者用一時滞在施設 11 か所及び市役所第 3 庁舎に公衆無線 LAN アクセスポイントを設置しました。

<取組による効果>

- ・災害時における情報通信手段の確保
- ・来訪者の方々が利用できる Wi-Fi アクセスポイントの増加

○オープンデータの取組

- ・本市のオープンデータを推進するための基本的な考え方をまとめた「川崎市オープンデータの推進に関するガイドライン」を策定しました。
- ・利用ニーズの高い防災・減災情報、統計情報、地理空間情報等をオープンデータとして本市ホームページに公開しました。

<取組による効果>

民間事業者のオープンデータ利用促進とオープンデータを活用した新たなサービス提供につながりました。

(4) 債権確保策の強化

◆市税

- 平成 26 (2014) 年度の目標とする収入率を 97.0%に設定した上で、「市税収入確保対策本部会議」において、当該目標収入率を確保するための具体的な取組内容を定め、実施しました。

<取組による効果>

- ・平成 26 (2014) 年度の収入率 (見込み) : 97.7%
- ・債権差押や公売などにより、558,164 千円の歳入を確保

◆国民健康保険料

- 平成 26 (2014) 年 6 月に「川崎市こくほ・こうきコールセンター」を開設するとともに、民間委託による訪問収納地域の拡大を実施しました。また、ページ口座振替受付サービスを導入しました。
- 年 6 回、全管区の滞納者に対し一斉に文書催告を行い、収入率向上の取組を行いました。また、滞納処分強化を図るため、3,822 件 (昨年度比+730 件) の差押を実施しました。

<取組による効果>

- ・制度や保険料算定に関する案内の充実や口座振替による納付の申込時の利便性向上
- ・平成 26 (2014) 年度の収入率 (見込み)
現年度分 92.8% (昨年度比+1.5%、目標数値 91.8%)
滞納繰越分 23.6% (昨年度比+3.0%、目標数値 23.0%)

◆介護保険料

- 「川崎市こくほ・こうきコールセンター」による初期末納者への納付勧奨を行いました。また、催告書等の送付、電話や訪問による催告の通年実施、長期滞納者への差押を 31 件実施しました。

<取組による効果>

- ・平成 26 (2014) 年度の収入率 (見込み) : 98.6%

◆保育料

- 徴収強化に向けた文書催告、電話指導及び園長による納付指導の各種取組を実施しました。
- 納期限経過後も納付が確認できない初期末納の防止等のため、平成 27 (2015) 年 4 月からコンビニエンスストアによる支払いができるようにしました。

<取組による効果>

- ・川崎市内に支店のない銀行利用者の利便性向上
- ・平成 26 (2014) 年度の収入率 (見込み) : 97.4% (うち現年度分 : 99.4%)

◆市営住宅使用料

- 累積滞納者に対する明渡請求・即決和解等の法的措置の実施、初期末納者に対する期限内適正納付の推進の取組を実施しました。
- 民間活用取組として、退去滞納者の徴収を弁護士に委託し、約 240 万円を回収しました。

<取組による効果>

- ・平成 26 (2014) 年度現年度分収入率 (見込み) : 99.2%
- ・平成 25 (2013) 年度比較の未済額の圧縮効果 : 95,701 千円 (見込み)

(5) 戦略的な資産マネジメント

◆施設の長寿命化

○庁舎等建築物について、資産マネジメントシステムを構築し、法定・日常点検に基づく施設の劣化状況等を一元管理するとともに、その詳細調査を実施し、全庁横断的な視点による優先度判定を踏まえた計画的な保全を行いました。

◆財産の有効活用

○市有財産の活用方法の先進的事例等をまとめた「有効活用カタログ」を策定するとともに、歳入確保に向けた財務的なインセンティブ制度を整備し、財産の有効活用体制を強化しました。

○広告付き庁舎等案内板の設置や、本市初となるネーミングライツパートナーの募集及び契約を行うなど、広告事業、庁舎等余剰地や余剰床の貸付事業及び庁舎等駐車場の適正利用の推進を行いました。

<取組による効果>

- ・平成 26（2014）年度の貸付・広告事業による歳入：592,660 千円（見込み）
- ・広告付き庁舎等案内板の導入による案内板設置費用の削減

(6) 入札・契約制度改革

◆多様な入札制度の実施

○社会貢献に寄与している事業者を評価するため、平成 27（2015）年度契約案件から、総合評価方式の評価項目において、若手技術者の配置や建設機械保有等に対する加点項目を追加しました。

<取組による効果>

社会貢献に寄与している事業者を評価することができる入札制度としました。

◆公契約制度の的確な運用

○公共工事設計労務単価や生活保護基準等の改定を踏まえ、工事及び委託契約の賃金最低額を設定しました。

<取組による効果>

労働者の適正な労働環境の確保により、公共事業の品質維持を図りました。

(7) 資金の調達と運用の安定化・効率化

◆資金運用の戦略的な取組の推進

○市が設置する 29 の基金について合同で運用を行い、運用の効率化を図るとともに、金融市場動向に留意しながら運用時期及び運用方法の選択を行い、財源の確保に取り組みました。

<取組による効果>

平成 26（2014）年度の基金運用による歳入額：約 16 億円

(8) 特別会計の健全化

◆競輪事業特別会計

○競輪場再整備を推進し、西スタンドと選手管理棟を平成 26（2014）年 4 月から供用開始しました。

○全国競輪施行者協議会や公益財団法人 J K A 等と特別競輪の誘致に向けて調整を行い、平成 28（2016）年度の特別競輪（G II）であるサマーナイトフェスティバルの開催を決定しました。

○競輪場の運営手法について、平成 29（2017）年度からの包括的な業務委託等の導入を見据えて、建物総合管理と清掃委託業務の一部集約・見直しを行うことで経費の削減を図りました。

<取組による効果>

- ・西スタンドに空調設備を完備による快適な観戦空間の確保
- ・キッズルームや授乳室等の設置による富士見公園利用者の利便性向上
- ・平成 27（2015）年度予算における一般会計繰出金の前年度対比 20,000 千円増額

◆卸売市場事業特別会計

○南部市場の管理運営について、平成 26（2014）年 4 月から指定管理者制度を導入し、民間ノウハウを活用した市場内イベントの開催や広報・PR 活動等を実施しました。

○北部市場については、事業用定期借地権方式を活用し、新たに荷捌きや加工機能等を有する配送棟及びパッケージ棟を整備しました。

4 公営企業の経営健全化

公営企業の経営健全化については、組織のスリム化や業務の効率化などの更なる経営改善策に取り組むとともに、安全・安心で質の高いサービスを継続的かつ安定的に提供するための取組を進めました。

(1) 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業

◆給・配水工事部門の現場作業の委託化・請負化

- これまで直営で対応していた現場作業について、職員で行うべき業務（コア業務）とそれ以外の業務（準コア業務）とに仕分けを行い、一部業務の請負化を拡大しました。

(2) 自動車運送事業

◆人材の確保と育成

- 退職動向等を踏まえ運転手及び整備職の採用選考を実施し、運転手 10 名、整備職 4 名を採用するとともに、公募嘱託運転手 9 名を採用しました。
- 安全・事故防止、サービス・待遇、事務能力向上等を目的とした職種・階層別研修を述べ 36 種類実施しました。

(3) 病院事業

◆「7 対 1」看護配置基準の導入

○川崎病院

- ・平成 26（2014）年度の診療報酬改定により、「7 対 1」看護配置基準の算定基準が厳しくなりましたが、研修受講や多職種との連携などを図り、引き続き「7 対 1」看護配置基準による看護サービスの提供を行うことができました。

○井田病院

- ・「7 対 1」看護配置基準に必要な看護師を採用し、全面開院に向けた受け入れ体制を整えました。

<取組による効果>

看護ケアの質及び量の向上、在院日数の短縮

◆井田病院改築に伴う診療体制の再構築

- 井田病院の平成 27（2015）年 4 月の全面開院に合わせ、救急センター、化学療法センター及び内視鏡センター等の診療体制や医療機能を再構築しました。

<取組による効果>

救急医療、がん医療、成人疾患医療等の医療機能の強化

5 出資法人の経営改善の推進

出資法人の経営改善の推進については、法人が担ってきた役割や事業の必要性を検証し、法人の解散や事業の見直しなどの取組を進めました。また、法人が実施する経営改善に係る取組を検証し、法人の自立的な経営に向けた取組を推進しました。

(1) 出資法人の自立的な経営の促進

◆財政的・人的関与の適正化

- 法人及び法人事業の見直し等の取組状況を踏まえ、補助金の執行を適切に行い、財政的関与の適正化に向けた取組を推進しました。

(2) 情報公開の充実に向けた取組

◆法人情報の透明性の確保

○法人の事業実績や財務状況等の概要を取りまとめた「出資法人の現況」や出資法人との委託契約状況等について市のホームページに掲載することにより、法人情報の透明性の確保に取り組みました。

<取組による効果>

情報公開の充実を図ることにより、広く市民に説明責任を果たすとともに、情報の閲覧に係る利便性が向上しました。

(3) 各出資法人の取組

◆解散に向けた調整を進める法人

○(株)川崎球場は、川崎富士見球場への指定管理者制度導入に伴い、平成 27 (2015) 年 3 月 31 日付で解散しました。

◆施策展開に合わせて事業手法等の検討を進める法人

○(公財)川崎市産業振興財団は、キングスカイフロントにおけるライフサイエンス分野の取組を推進するため、ナノ医療イノベーションセンターを整備し、平成 27 (2015) 年 4 月 1 日から運用を開始しました。

○川崎臨港倉庫埠頭(株)は、平成 26 (2014) 年 4 月から川崎港コンテナターミナルの指定管理業務を開始し、特例港湾運営会社として行う国有財産(岸壁)と併せて、ターミナルを一体的かつ効率的に管理運営しました。

◆事業の有効性・効率性の向上及び経営改善を進める法人

○川崎市土地開発公社の保有資産について、保育園用地として新規に貸し付けを行い、保有土地の有効活用を図りました。

○川崎アゼリア(株)は、日々厳しさを増す商業環境に的確に対応し、川崎駅東口の核となる商業施設としての一層の発展を目指して、平成 26 (2014) 年 6 月に開業以来初となる全面的なリニューアルを実施する基本構想を発表しました。

○(公財)川崎市シルバー人材センターの無料職業紹介事業について、国の制度改革に伴って見直しを行い、平成 26 (2014) 年 10 月で廃止しました。

○(公財)川崎市消防防災指導公社の消防用設備等点検事業について、社会経済状況の変化を踏まえて見直しを検討し、平成 28 (2016) 年度の廃止に向けて関係機関等と調整を行いました。

※ 行財政運営に関する改革プログラムの全ての取組結果については、別紙「行財政運営に関する改革プログラムの取組一覧(平成 26 (2014) 年度の取組報告)」をご参照ください。